

施策の紹介

二〇〇一年一月六日に中央省庁が再編されました。この再編をはじめとして、内外の主要課題や諸情勢に機動的に対応できるようにするとともに、透明な政府の実現や行政のスリム化、効率化を目指す、二十一世紀の我が国にふさわしい行政システムを構築するため、中央省庁等改革が行われています。以下、今回の省庁等改革についてポイントごとに説明していきます。

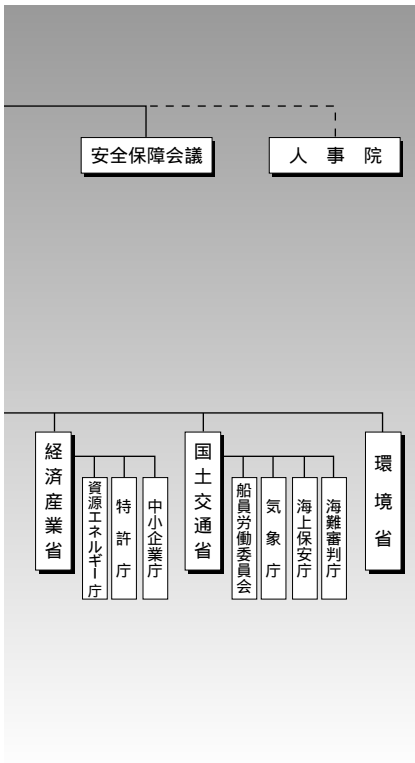
省庁再編成

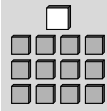
二十一世紀の主要な行政課題に的確に対応するために、各省は任務を基軸として大括りに再編成されました。まずここでは、省庁編成の考え方や政策調整の制度などについて解説します。

任務を基軸とした再編成

今回の中央省庁等改革に当たっては、まず、官民の役割分担や地方分権を進めることにより、国の行政が担うべき役割の見直しを図った上で、二十一世紀という新たな時代の主要な行政課題に的確に対応するため、各省は主要な「任

務」を基軸として、できる限り総合性及び包括性を持った行政機能を担うよう編成しました「図参照」。このため、国家行政組織法を改正して「任務」及び「所掌事務」を各省の組織構成原理とし、各省等設置法には、広範な裁量権限の根拠となっているのではないかとの疑念を抱かれていた権限規定は置かないことにしました。





新たな府省等の設置に当たっては、内閣府及び総務省など十省の設置法を新たに制定するとともに、国家公安委員会及び防衛庁の設置根拠を定める警察法及び防衛庁設置法の改正等を行いました。

その中で、中央省庁等改革基本法の各省編成方針等に基づいて、各府省の行政目的である「任務」及び任務を達成するために必要となる「所掌事務」を定めました。

なお、各府省は、臨機かつ複雑多岐な行政需要にこたえるため、所掌事務の範囲内で行政活動を行います。国民の権利の制限等に当たる行政活動は、個別の法律に基づき必要があることは言うまでもありません。いずれにしても、今後とも裁量による恣意的な行政の排除、行政の公正性・透明性の確保に努めていきます。

新設された主な制度

府省の再編に合わせて今回新たに設けられた主な制度の概要は、以下のとおりです。

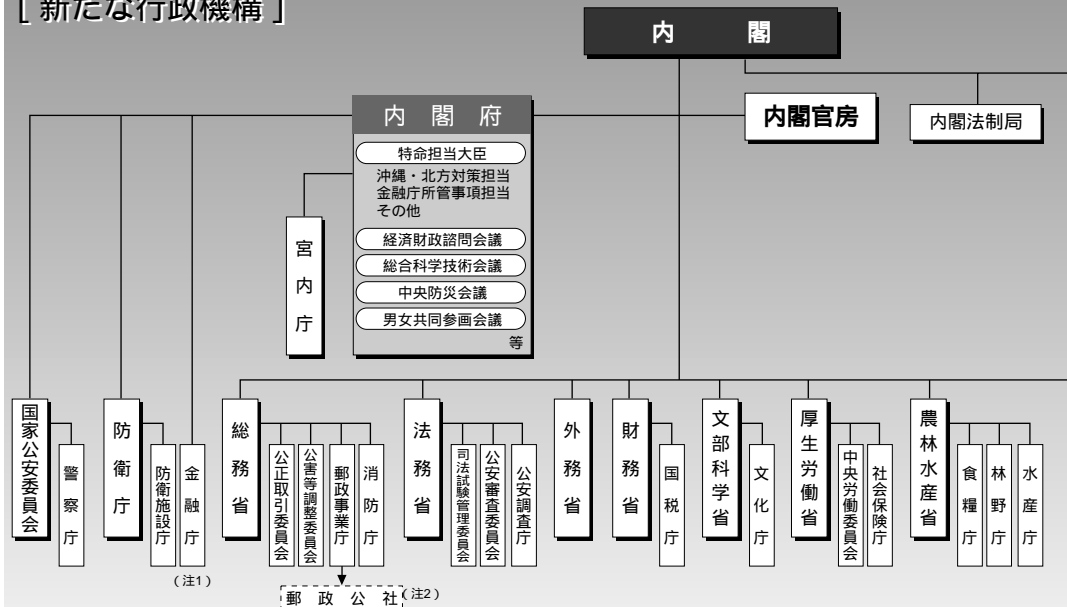
(1) 政策調整システム

今回の改革では、従来弊害が指摘されてきた「縦割り行政」を排し、その時々々の政策課題に柔軟かつ整合的に対応できるようにするために、各府省が互いの政策について協議する政策調整システムを構築しました。

具体的には、行政組織の基準を定める国家行政組織法を改正し、各府省が自らの任務に照らし、他府省の政策と調整を図らなければならない旨の基本原則を定めるとともに、資料の要求や意見の提出等の協議の手續に関する規定を設け、相互の政策調整の活性化及び円滑化を図りました。

また、従来の内閣官房に加え、内閣に内閣府を新設し、各府省間の政策調整に対して一段高い立場から行う総合調整機能を充実させています。

[新たな行政機構]



(注1) 金融庁は平成12年7月設置、金融再生委員会は平成13年1月廃止。

(注2) 郵政事業庁は平成15年中に郵政公社に移行。

新府省の英語の名称

内閣府	Cabinet Office
国家公安委員会	National Public Safety Commission
防衛庁	Defense Agency
総務省	Ministry of Public Management, Home Affairs, Posts and Telecommunications
法務省	Ministry of Justice
外務省	Ministry of Foreign Affairs
財務省	Ministry of Finance
文部科学省	Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology
厚生労働省	Ministry of Health, Labour and Welfare
農林水産省	Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
経済産業省	Ministry of Economy, Trade and Industry
国土交通省	Ministry of Land, Infrastructure and Transport
環境省	Ministry of the Environment

さらに、これらの枠組みの下で、政策調整が迅速かつ的確に行われるよう政策調整に関する一般的ルールとして、「政策調整システム」の運用指針を閣議決定しました。

(2) 政策評価

従来、我が国の行政では、法律の制定や予算の獲得などに重点が置かれ、その効果やその後の社会経済情勢の変化に基づいて政策を積極的に見直すといった評価機能は軽視されがちだったと言われていました。このことの反省に立ち、行政が自らその政策の効果について事前事後に評価を行い、企画立案に反映されるようにするため、今回、政策評価の仕組みを導入しました。

詳細については、「政策評価制度の導入」(32ページ)で解説しています。

(3) その他

各府省において、内外の社会経

済情勢の変化や行政需要・政策課題の変化に即応して、総合かつ機動的な行政展開が可能となるよう、各府省に、新たに局長級の分掌職を置くことができることにしました。

また、主として実施機能を担う実施庁について、その自立性を高め、効率的な業務運営を促すために、その組織編成の弾力化を図ることにしました。

今回の中央省庁等改革においては、高い視点と広い視野からの政策立案機能を発揮させ、縦割り行政の弊害を排除するため、大括り再編成を行いました。

したがって、再編後の新府省においては、組織統合のメリットを十分に発揮し、中央省庁等改革を真に実効あるものにするのが肝要です。

なお、新府省の概要については、「新府省の紹介」(36ページ)を参照してください

(中央省庁等改革推進本部事務局)